

随意契約理由書

工事名：一級河川寝屋川 城北寝屋川口水門応急対策工事

本工事は、令和元年度発注の一級河川寝屋川 城北寝屋川口水門耐震補強工事（以下「耐震工事」という。）の施工に際して、鋼矢板二重締切り（以下「二重締切り」という。）に不測の変状が生じたため、早急に応急対策工事を行うものである。

変状した二重締切りについては、水上施工により構築後、3月30日に締切り内の排水を開始し、翌31日には地盤面近くまで水位を低下させたところで、延長方向中央部を最大として矢板頭部で異常な水平変位（60cm）の発生を確認した。異常発生後、直ちに排水を取止め、締切り内に復水を開始し、水圧の均衡を保ったところ30cm程度に変位が収まる挙動を示した。しかし、このままでは、二重締切り倒壊の可能性が高く、仮に倒壊した場合には、破損物が河道内を塞ぎ、河川利用者（水上輸送事業者）の経済活動を損なうなど、第三者被害を招くことが懸念され、府民の生命、財産に危険を及ぼす恐れがあるだけでなく、水門や護岸堤防など河川施設の損傷などの治水防災上の安全性を緊急に確保する必要がある。

そのため、直ちに二重締切りの安定を図るため、受動土圧側の反力が増加するように、応急対策工事として、締切り内に大型土のうを設置したい。

以上の理由から、現場状況を把握しており、早急に資機材の準備を行い現地着手することが可能で、かつ台船の確保や河川内施工ヤードなどの条件のある中で工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保しつつ、緊急に施工できるのは、耐震工事の施工業者である「久栄建設(株)大阪営業所」のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。